

道路環境保全業務委託要綱（一般用）

（目的）

第1条 この事業（道路環境保全業務委託）は、道路及びその周辺の環境保全に努める団体（以下「道路愛護団」という。）の活動を支援することにより、住民自らが住みよい生活環境を保全するよう努めることを目的とする。

（道路愛護団）

第2条 道路愛護団とは、地域住民団体10名以上で構成した団体であり、あらたに団体を構成する場合は、松江市に「道路愛護団設立届」（様式1）を提出し、これを受理された団体をいう。（但し、10名に達しない場合は、松江市・団体双方で協議の上これを決定するものとする。）届出内容に変更が生じた場合（登録抹消含む）は、あらたに「道路愛護団設立届」（様式1）を提出するものとする。ただし、代表者変更についてはこの限りではない。

（事業名称及び内容）

第3条 この要綱で規定する道路愛護団制度の適用範囲は次のとおりとし、該当範囲は市認定道路及び旧重要道路（国道、県道、河川敷、公園、民地を除く。）とする。

- 1 「道路美化事業」（以下「美化事業」という。）
主として、歩道等（ガードレール、カーブミラーなどの交通安全施設等含む）の清掃、緑化（中低木剪定含む）を行うものであり、作業延長は100m以上とし、1m単位とする。
- 2 「沿道草刈事業」（以下「草刈事業」という。）
道路沿いの草刈り（道路上から高さ1m未満）を行うものであり、作業延長は100m以上とし、1m単位とする。
- 3 「支障木枝切事業」（以下「枝切事業」という。）
道路沿いの木のうち、通行に支障がある又は通行に支障となる可能性がある木の枝切（道路上から高さ約1mから2mまで）を行うものであり、作業延長は100m以上とし、1m単位とする。
- 4 「側溝清掃事業」（以下「清掃事業」という。）
道路沿いの側溝の清掃を行うものであり、作業延長は30m以上とし、1m単位とする。
- 5 「現物支給整備事業」（以下「現物支給事業」という。）
現物支給要望に対して松江市が行う物品支給（砂利道補修用砕石、道路側溝用コンクリート蓋を除く。）にあわせて、道路で作業を行うものであり、作業延長は5m以上とし、1m単位とする。

(年間作業実施計画書)

第4条 道路愛護団は、以下のとおり「年間作業実施計画書」(様式2)を松江市に年度当初に提出するものとする。

(委託料)

第5条 委託料の算定は、1団体あたり基本委託金1万円(現物支給事業を除く。)とし、作業延長にそれぞれの事業別委託金を乗じた額とし、また作業条件は、下表のとおりとする。

基本委託金	事業名	事業別委託金	支払対象回数	作業延長(m) (単位 m)
1万円 (1回支給)	美化事業	発生しない。 (ボランティア活動)		100m以上
	草刈事業	作業延長1mあたり 10円を乗じた額とする。 (延べ作業延長)	2回まで	1回につき100m 以上かつ 刈幅0.5m以上
	枝切事業	1万円	1回まで	100m以上
	清掃事業 (蓋無し)	作業延長1mあたり 10円を乗じた額とする。 (延べ作業延長)	1回まで	30m以上
	清掃事業 (蓋有り)	作業延長1mあたり 20円を乗じた額とする。 (延べ作業延長)	1回まで	30m以上

基本委託金	事業名	事業別委託金	支払対象回数	作業延長(m) (単位 m)
なし	現物支給事業	1万円 (砕石・蓋の支給を除く。)	1回まで	5m以上

(保険加入)

第6条 保険の加入手続き及び加入料は市が負担する。

(作業実施)

第7条 作業実施にあたっては、通行車両及び通行人等に支障のないよう安全確保に十分留意するものとし、また未成年者が作業を行なうときは、安全確保に十分留意するものとする。

(草・枝・堆積土等の処理)

第8条 作業により発生した草、ゴミ、堆積土等は、「クリーン松江」等の別開催事業での処分を禁止し、道路愛護団の責任において適正な処理を行なうものとする。

(実施報告)

第9条 道路愛護団は、作業実施後30日以内に市へ作業ごとに「道路愛護団実施報告書」(様式3)へ作業写真を添付し実施報告書を提出する。作業写真はおおむね起点及び終点地点を撮影箇所とし、作業前、後の写真とする。

<起点(作業前・後 計2枚) + 終点(作業前・後 計2枚) = 合計4枚程度>

(委託金の支払)

第10条 道路愛護団は、業務期間終了後に請求書(様式4)を松江市に提出する。

(事故等の報告)

第11条 道路愛護団は、活動中に事故等が起きたときは直ちに松江市に連絡するとともに、速やかに道路環境保全業務委託事故発生報告書(様式5)を提出するものとする。松江市は、事故等の報告があった場合は、速やかに保険会社に連絡し、事故等の処理に万全を期するものとする。なお、活動中の事故により発生した第三者との紛議については、松江市はその責任を負わないものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は松江市・団体双方で協議の上これを定める。

附則 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

(平成18年4月1日改正)

附則 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

(平成19年6月1日改正)

附則 この要綱は、平成19年6月1日から施行する。

(平成20年10月24日改正)

附則 この要綱は、平成20年10月24日から施行する。

(平成21年4月1日改正)

附則 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

(平成21年5月1日改正)

附則 この要綱は、平成21年5月1日から施行する。

(平成22年4月1日改正)

附則 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

(平成23年4月1日改正)

附則 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

(平成25年4月1日改正)

附則 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

(平成26年4月1日改正)

附則 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(平成31年4月1日改正)

附則 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(令和2年4月1日)

附則 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(令和3年4月1日)

附則 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(令和4年4月1日)

附則 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。